

競争参加停止措置の概要

- 競争参加停止措置業者名：株式会社水機テクノス
業者の住所：東京都世田谷区桜丘5-48-16
- 競争参加停止措置期間：2023年4月24日～2023年7月23日
(3カ月)
- 事実概要：
株式会社水機テクノスは、2023年2月10日付けで建設業許可部局（関東地方整備局）より、以下の監督処分を受けた。
① 経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、45日間の営業停止処分。
- 競争参加停止措置理由：
株式会社水機テクノスが建設業許可部局より45日間の営業停止処分を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第2>

措置要件	期間
1～11 略	
12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
13～15 略	